



年不詳十一月十二日付け仙石忠政書状（仙石家17―1号）

かえずがえず

返々、つづみ廿

（薬）

貴殿へまいらせ候、くすりとりにて候、しやうくわん候べく候、

（菓子）

くわしもまいらせ候、尚、かまひて申すべく候、  
かしく、

一書申入候、

一、貴殿事きけん

よくあそひ申

され候よしきき

大慶々にて候、

さる気に入候よし、

満そく此事候、

我々事何事

無之候、来月

はしめ此地

にて立可申候

間、今少にて候、

せつかくまち

申さるべく候、

小姓の事、はや

とり出し候、

めしつれ可参候、

こしらへ成候者、

さきへ遣可申候、

さてく、やかて

あい申候て、かたり

可申と存候へは、  
とひたつ計  
にて候、みやけ  
もち可参候、  
かしく、

兵太

十一月十二日 忠政（花押）

（政勝）

まん殿

まいる

【翻刻作成】豊岡市立歴史博物館